

**平成26年第2回**

**宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
会議録**

**宮崎県後期高齢者医療広域連合**

## 平成26年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

会期及び会期日程	3
審議結果一覧表	4
議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のため出席した者	5
議会事務担当職員出席者	6
日程第 1 仮議席の指定	7
日程第 2 議長の選挙	7
日程第 3 議席の指定	8
日程第 4 会議録署名議員の指名	8
日程第 5 会期の決定	8
日程第 6 議案第 8 号 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について	9

日程第 7 議案第 9 号  
平成 25 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計歳入歳出決算の認定について . . . . . 9

日程第 8 議案第 10 号  
平成 26 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第 1 号) . . . . . 19

日程第 9 議案第 11 号  
平成 26 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計補正予算 (第 1 号) . . . . . 19

平成26年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び会期日程

1 定例会会期

8月11日（月曜日）・・・・・・・・1日間

2 会期日程

月 日	曜日	種別	内 容
8月11日	月	本会議	議案の審議（提案理由説明・質疑・討論・採決）

平成26年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会審議結果一覧表

議案番号	件名	議決年月日	結果
第8号	平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成26年8月11日	認定
第9号	平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	平成26年8月11日	認定
第10号	平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成26年8月11日	原案可決
第11号	平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	平成26年8月11日	原案可決

## 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

---

平成26年8月11日、第2回定例会がひまわり荘1階大会議室に招集されたので、会議を開いた。

---

### ○ 議事日程

平成26年8月11日（月曜日） 午後1時30分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 議案第8号 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第9号 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第10号 平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第11号 平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

### ○ 出席議員（10名）

- 2番 鍋 倉 利 幸
- 6番 畝 原 幸 裕
- 8番 井 上 久 昭
- 9番 西 原 政 文
- 10番 山 中 則 夫
- 11番 大 隈 寛
- 12番 長 濱 博
- 13番 河 野 正 和
- 14番 内 倉 信 吾
- 15番 坂 口 義 弘

### ○ 欠席議員（4名）

- 1番 成 崎 孝 孜
  - 3番 三 角 光 洋
  - 4番 首 藤 正 治
  - 5番 肥 後 正 弘
- 

### ○ 説明のため出席した者

- 広域連合長 戸 敷 正
- 副広域連合長 橋 田 和 実

監査委員	山 中 則 夫
事務局長	宮 田 英 世
事務局次長	吉 田 和 也
出納室長	柳 田 秀一郎
総務課長	畑 田 英 樹
業務課長補佐	原 口 文 代
業務第1係長	姫 田 明 範
業務第2係長	鶴 輪 祥 一

○ **議会事務担当職員出席者**

書記次長	兒 玉 英 祥
書記	西 郷 京 太
書記	早 永 真由美
書記	橋 本 恒 宏

(午後1時30分開会)

【**兒玉英祥書記次長**】

本日の進行につきまして、現在議長が空席となっており、また、成崎孝孜副議長から欠席の報告を受けておりますので、地方自治法第107条の規定に基づき、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

従いまして、出席議員中、内倉 信吾 議員が年長の議員でありますので、内倉議員に臨時議長をお願いいたします。

内倉議員、議長席へ御着席をお願いいたします。

【**内倉信吾臨時議長**】

皆さんこんにちは。ただいま御紹介いただきました内倉でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

御協力よろしくをお願いいたします。

開会に先立ち、諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしておりますとおり、平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書に関して、正誤表の提出がありましたので、御確認のほど、よろしくをお願いいたします。また、監査委員より平成25年度宮広域監第28号、及び31号、並びに平成26年度宮広域監第2号、4号、8号及び11号にて、例月現金出納検査の結果について、報告を受けましたので、お手元にその写しを配布しております。御確認をお願いいたします。

また、報道関係者による今定例会中における写真等撮影及び録音については、広域連合議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可いたしますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成26年第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日は、三角光洋議員、首藤正治議員、肥後正弘議員及び、成崎孝孜議員から欠席の報告を受けております。

また、野辺修光議員が7月27日に任期満了となりました。

従いまして、本日の出席議員は、10名となり、地方自治法第113条の

規定による定足数に達しておりますことを御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので御報告をいたします。

なお、椎葉晃充副広域連合長及び、池田宜永代表監査委員から欠席の報告を受けておりますことを申し添えます。

それでは、日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は臨時議長において指定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【内倉信吾臨時議長】**

御異議なしと認めます。

新議員及び議席が変わる議員につきましては、三角光洋議員は3番、首藤正治議員は4番、肥後正弘議員は5番、畝原幸裕議員は6番、井上久昭議員は8番、坂口義弘議員は15番に、仮議席を指定いたします。

次に、日程第2「議長の選挙」を議題といたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、「投票」と「指名推選」がございますが、いかがいたしましょうか。

**【鍋倉利幸議員】**

議長。

指名推選でお願いしたいと思います。

**【内倉信吾臨時議長】**

指名推選との声がございますが、選挙の方法は、指名推選とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【内倉信吾臨時議長】**

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

議長につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【内倉信吾臨時議長】**

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に、坂口義弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました坂口義弘議員を宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【内倉信吾臨時議長】**

御異議なしと認めます。

よって、坂口義弘議員が宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。これより、議長の当選承諾の御挨拶を求めます。

**【坂口義弘議員】**

ごあいさつを申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、私を宮崎県後期高齢者医療広域連合議会議長に御推選をいただき、ありがとうございます。責任の重さを強く感じております。

後期高齢者医療制度を安定的に運営していくことは、非常に重要であり、当局はもちろん、私たち議会の責務でもあります。

このことを十分認識しながら、議会運営に努めたいと思いますので、議員各位の御指導、御鞭撻を、お願い申し上げます。

以上をもちまして、あいさつといたします。よろしく願いいたします。

(拍手)

**【内倉信吾臨時議長】**

ただいまの御挨拶をもって、当選の御承諾をいたしたものといたします。

ここで、臨時議長としての職務を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

交代のため、しばらく休憩いたします。

**【坂口義弘議長】**

再開いたします。

日程第3「議席の指定」を議題といたします。

議員の議席の指定については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することにいたします。

先ほど、臨時議長において指定いたしました仮議席のとおり、ただいま御着席の仮議席を本議席に指定いたします。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名については、会議規則第72条の規定により、議長において指名することにいたします。

会議録署名議員に2番鍋倉利幸議員及び13番河野正和議員を指名いたします。

次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【坂口義弘議長】**

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第6議案第8号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7議案第9号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第8号及び、議案第9号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第8号は、「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

平成25年度 宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算額は、歳入総額1億8,119万9,383円に対し、歳出総額1億7,776万668円で、差し引き、343万8,715円の実質収支額でございます。

まず、歳入につきましては、主なものといたしまして、構成市町村からの負担金が1億6,845万3,000円、国及び県からの保険料不均一賦課負担金がそれぞれ137万5,650円、財政調整基金からの繰入金が390万1,501円、前年度繰越金が389万7,349円などとなっております。

歳出につきましては、主なものといたしまして、事務所等施設、事務機器などの使用料及び賃借料が、2,256万8,966円、市町村からの派遣職員の給与等に係る負担金として1億3,411万7,927円、前年度繰越金の財政調整基金への積立金390万1,501円、保険料不均一賦課に係る後期高齢者医療特別会計への繰出金275万1,300円となっております。

続きまして、議案第9号は、「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額1,507億8,419万6,371円に対し、歳出総額1,458億4,145万6,942円で差し引き、49億4,273万9,429円の実質収支額でございます。

まず、歳入につきましては、主なものといたしまして、構成市町村からの支出金が、229億1,685万3,026円、国からの支出金が、514億2,788万5,309円、県からの支出金が、129億3,381万9,575円、支払基金交付金が、578億3,125万円、基金等からの繰入金が、10億3,576万8,634円、繰越金が、44億127万1,906円、諸収入が、2億1,175万1,825円などとなっております。

歳出につきましては、主なものといたしまして、後期高齢者医療制度の円

滑な制度運営のための事務的経費として総務費が、4億8,200万3,408円、被保険者の受診に係る療養給付費等の経費として、総支出額の96.2%を占めております保険給付費が、1,403億4,091万7,017円、制度の財政安定化を図るための県財政安定化基金への拠出金が、1億1,498万5,102円、被保険者の健康寿命の延伸を図り、医療費の適正化を図ることを目的とした健康診査経費として3億7,279万1,225円、同じくはり・きゅう・マッサージ等施術料助成経費として1億43万9,400円、保険給付費等準備基金積立金として7億6,143万923円、平成24年度の実績に基づく国県等への療養給付費等負担金の償還金として、36億1,127万8,739円となっております。

以上、平成25年度の一般会計及び、後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し述べましたが、これらにつきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されておりました、また、主要施策の成果等説明書を提出いたしております。

よろしく御審議の上、御認定賜りますよう、お願い申し上げます。

**【坂口義弘議長】**

ありがとうございました。

次に、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。

**【山中則夫監査委員】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

山中監査委員。

**【山中則夫監査委員】**

監査委員の山中でございます。

それでは決算意見書についての説明をいたします。

平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類について、去る7月17日に広域連合事務局におきまして池田代表監査委員とともに審査をいたしました。

いずれも関係法令に遵守して作成されており、その計数は正確で、また予算の執行についても適正に執行されているものと認められました。

なお、審査の詳細等につきましては、配布いたしております決算審査意見書を御覧ください。

以上、御報告いたします。

**【坂口義弘議長】**

ありがとうございました。

それでは、議案第8号及び、議案第9号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

これから質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回までです。

再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

9番、西原議員。

**【西原政文議員】**

それでは、平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書についてお尋ねいたします。まず今回出されております、歳入で見ますと1,507億という莫大な予算であり、全国的にも75歳以上の高齢者が対象となる重要な予算であり、先の検討会でも明らかにされましたが、はり・きゅう・あんまの不正請求もあったと報告されました。こういったこともあって認定にあたっては十分な審査が必要だと考えます。そこでお尋ねをいたします。まず決算書の15ページ、歳入で聞きますが、国県支出金について25年度は減額補正が組まれました。その理由としては、説明書を見てみますと、これについて今後の見通しを広域連合ではどのように分析しているか、お尋ねしたいと思います。

**【広域連合長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいまの質疑に関しましては、事務局長、担当課長より答弁させます。

**【事務局長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

事務局長。

**【事務局長】**

西原議員の議案第9号についての御質問にお答えします。

決算書15ページの平成25年度における国県支出金に関する御質問でございますが、まず、国庫支出金には、大きく2種類がございます。被保険者の医療給付費や高額医療費に係る国の定率負担分を受け入れる「国庫負担金」と、各県の広域連合の財政力を均衡にするための財政調整交付金や広域連合が実施する医療費適正化等に資する事業に対する補助金を受け入れる「国庫補助金」がございます。

また、県支出金には、国と同じく被保険者の医療給付費や高額医療費に係る国の定率負担分を受け入れる「県負担金」と県が管理している財政安定化基金に係る交付金がございます。

国庫支出金及び県支出金が減額補正となった大きな要因は、被保険者に係る保険給付費の支出見込額が当初見込んでいた金額を下回る見込みとなったため、保険給付費の支出額の減額補正を行い、その年間支出見込額に対する国及び県の定率負担額を計算し、減額したものでございます。

主要施策の成果等説明書の5ページにもございますが、平成24年度と比較いたしますと、国庫支出金は対前年比1.8%、県支出金は対前年比6.9%の伸びとなっています。県支出金の対前年比の伸びが国よりも伸びているのは、平成25年度は県財政安定化基金からの交付金を10億円受け入れたためでございます。国県支出金が伸びているのは、被保険者数の増加や被保険者一人あたりの保険給付費が増加していることによるものと考えております。

御質問のございました今後の見通しについてでございますが、昨年度、平成26年度及び27年度の保険料率改定を行った際に、被保険者増加に係る単年度の伸び率を0.94%として、平成27年度末の被保険者数を17万583人と見込んでおります。また、被保険者一人あたりの保険給付費の伸び率につきましては、単年度1.72%と見込んで試算を行っているところです。さらに、保険給付費につきましては、診療報酬改定等の影響も加味しており、平成27年度の保険給付費を1,516億円程度と見込んでいます。

このように、今後も被保険者の増加に伴いまして、保険給付費も増加しますので、国県支出金についても増える傾向にあると分析しているところでございます。

**【西原政文議員】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

議会運営に慣れておりませんでしたのでちょっと間違えましたが、それでは続けてお尋ねいたします。歳出で聞きます。20ページ。ちょっと早口になります。時間がありませんので早口になりますが、20ページ一般管理費、委託料、電算システム、管理費など7つの業務で1億48万円が支出され、金額が電算事務の予算として妥当な数字とこれをみているのか、まずこれを一つお尋ねしたい。そして併せて随意契約かどうか。これは入札で行っているものか。そしてこの入札の方法についてはどうであるのか。これについてまずお答えを頂きたい。

そして次に21ページ普及啓発事業費についての成果の説明書15ページを見ますと、新聞広告が253万3,125円とあります。そしてこの事業は何年度から実施しているのか、またこの委託先はどこなのか。お尋ねいたします。次に22ページ医療費データベース構築事業。決算書では、2,459万9,000円、これについても委託先の説明がありません。またこの分析結果はどうであったのか、お尋ねをいたします。

次に22ページから23ページにかけて医療費適正化事業費、療養費適正化事業費の中の委託料939万9,282円については、継続した事業であると考えられますが、これについても委託先が記載されていません。これについての説明を求めます。次に同じく23ページ保険給付費についてお尋ね

いたします。療養費について当初予算の13億1,916万円は前年24年度と比較してどうであるのか、減額補正では2億1,277万円をどうみるものかお考えをお聞かせください。

次に25ページ保健事業費。はり・きゅう・マッサージ等事業の中の、先の運営検討会にもありましたが、23年4月から不正請求があったと報告されました。この不正請求の支払額はこの決算額に含まれているものか、お聞かせください。そして次に26ページ、市町村長寿健康増進事業費についてであります。この7億6,143万円の在り方ですが、今後どうなるか、最後にお尋ねいたします。

以上、お答え願います。

**【事務局長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

事務局長。

**【事務局長】**

ただ今の西原議員の質問に、順次お答えいたします。まず、決算書20ページでございますが、電算処理システム導入・管理業務に関する御質問にお答えいたします。広域連合で行っている業務は、全国で統一されたシステムを運用し行う業務と宮崎県独自のシステムを併用して行っているところです。

広域連合が発足した当初は、宮崎県国民健康保険団体連合会に委託しておりましたが、平成24年度に全国一斉に行われました機器更改時に、電算業務に係る運用管理を実施する業者を、株式会社デンサンに変更したところでございます。

次に、決算書21ページの普及啓発事業に関する御質問にお答えいたします。

この普及啓発事業は、後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品の普及を目的に実施する事業に要した経費であります。平成25年度には、新たに被保険者となられる方への「ジェネリック希望カード」の配布やジェネリック医薬品へ切り替えることで、200円以上の効果がある被保険者に「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を送付しております。

希望カードの配布については、平成21年度に被保険者全員に配布し、その後、新規資格取得者等へ配布しております。

また、ジェネリック医薬品利用促進のお知らせは、平成23年度から実施しているところでございます。

次に、決算書22ページの医療費等データベース構築事業に関する御質問にお答えいたします。この事業は、被保険者のレセプトの情報と健康診査の結果をデータベース化し、医療費等に係る分析を行いまして、その結果を市町村と共有し、被保険者の健康寿命の延伸を図る保健事業を展開しているものです。

その中の医療費等分析業務委託料についてですが、これは、レセプトや健診結果をデータベース化し、分析業務を行い、医療費等分析業務報告書にま

とめまして、また、被保険者に係る分析データを作成する業務に要した経費でございます。その結果については、市町村はもとより県や関係機関等に分析業務報告書を配布し、後期高齢者に係る現状について情報の共有を図っているところでございます。

さらに、市町村に対しましては、市町村ごとの報告書等を基に、現状や課題に係る協議の場を設けまして、今後の事業展開等について協議いたしております。

次に、療養費適正化事業に関する御質問にお答えします。

主要施策の成果等説明書16ページになりますが、療養費適正化事業費の3、療養費支給申請書点検業務等委託のうち療養費支給申請書点検業務委託667万5,845円と療養費審査・支払に関するシステム改修業務委託152万6,437円は国保連合会に委託をいたしました。また、はり・きゅう・あんま・マッサージ及び柔道整復療養費支給申請書検索システム構築業務委託119万7,000円は、広域連合電算処理システム及びカスタマイズシステムを熟知した業者でございます、株式会社デンサンに委託しております。この委託した業務の中でも、国保連合会に委託している療養費支給申請書点検業務委託については、今後も適正化に努めるうえで必要不可欠な業務であり継続する必要があると認識しております。

次に、決算書23ページの療養費に関する御質問にお答えいたします。

平成25年度の当初予算編成におきましては、平成21年度からの療養費の伸び率等を勘案しまして13億1,916万2,000円を計上いたしましたが、療養費の給付実績等を勘案し、平成25年度第2号補正予算において、2億1,277万6,000円を減額補正とし、決算におきましては、4,279万1,710円が不用額となったところでございます。

平成25年度の療養費に係る決算額は、平成24年度と比較してマイナス1.85%減少しているところです。また、当初予算で見込んだ療養費について、減額補正を行った理由といたしましては、各月の支給実績が見込みを下回っていたためでございます。その要因としては、広域連合において平成24年度から取り組んでいる療養費適正化による影響もあるものと分析しております。

次に、決算書25ページでございますが、はり・きゅう・マッサージ等助成事業は、療養の給付ではなく、広域連合が独自に保健事業として実施しているものです。

事業内容につきましては、被保険者にはり・きゅう・マッサージ等の施術料金の一部を助成する事業として、一回につき1,000円を上限に、一人につき年間24回までを助成しているものでございます。

議会運営検討会時に報告させていただきました療養費の不正請求事案につきましては、平成25年度歳入歳出決算書 歳入歳出付属書類23ページの款 保険給付費、項 療養諸費、目 療養費の決算額、10億6,359万4,290円に含まれるものでございます。

質問を頂いた中で、市町村長寿健康増進事業の話を頂いたのですが、7億

6, 000万円と申し上げますと、基金積立金かとも思ったのですが。

**【坂口義弘議長】**

西原議員、よろしいですか。

**【西原政文議員】**

はい。

**【事務局長】**

市町村長寿健康増進事業で御質問ございましたが、内容が基金積立金ということで、基金積立金について、最後になります。決算書26ページの基金積立金についての御質問ということでお答えします。

平成25年度に積立てを行いました、7億6,143万923円でございますが、平成24年度の保険料に係る剰余金及び国・県・市町村からの療養給付費等負担金の過年度交付分でございます。この平成25年度に積立を行った分を含め、平成25年度末現在、保険給付費等準備基金の残高は、14億6,244万6,301円となっております。

この基金残高につきましては、2月議会において御審議いただきました平成26年度及び27年度の保険料率改定におきまして、被保険者の保険料を軽減するための財源として、14億円を活用する予定としております。

以上で御質問に対する答弁を終わります。

**【事務局次長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

事務局次長でよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

**【事務局次長】**

先ほどありましたが、決算書20ページの御質疑がありましたが、株式会社デンサンとの契約についてですが、こちらは随契でございます。また、決算書22ページになります、医療費データベース構築事業、こちらは委託先が医療費の分析等の業務委託につきまして、データホライゾンという会社です。保険者機能強化モデル事業については、市町村と契約しております。

以上でございます。

**【西原政文議員】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

それでは続けてお尋ねいたしますが、まず20ページの一般管理費の中で、デンサンと随意契約だということなのですが、これについては、先ほどの随意契約の全体の数も後ほど教えていただきたいのですが、どれほど随意契約の実態があるものか、そして今回1億48万円というものが妥当な数字としてこれを節約する方法、相見積であるとか、入札であるとか、そういった方法は取れなかったものか、また今後はそういった対策は取れないものか、これについてひとつお答えいただきたい。

それと、新聞広告で253万円使われているということなのですが、これは希望者に配布するということですが、この啓発活動についての現状と見直しの必要は無いものかどうか、お尋ねをいたしたい。

次に、先ほど私がはり・きゅうの項目が2か所ありますので、その点で一つは勘違いしていたようですが、療養費の中の23ページのはり・きゅうの問題です。この事業委託費が適正化事業の中でこれらも含めて、この点検業務を行われていると思うのですが、この点検業務の中では今回の不正事業というのは、当初から分からなかったものか、ここでは委託料として939万円が支出されている訳なのですが、これについてデンサンでやっているということなのですが、本当にこれがデンサンで良いものかどうか。こういったことが2年半にわたって把握されなかった、こういったことも含めて、本当に随意契約で良いものかといったことを再度お尋ねいたします。今後の再発防止についてはどうするものかお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回のこの不正請求があって実際には支払いがされていると思うのですが、この数字上の修正事務というのは、次の決算書でされるものか、最終的にはどういうふうになるものか今後の見通しについて、お尋ねいたします。

最後に26ページの市町村長寿事業費について、ここで基金が7億6,000万円あるのですが、これを被保険者の今、後期高齢者保険料で苦しんでおられる方々の保険税の軽減には使えないものか、お尋ねをいたしたいと思います。

**【坂口義弘議長】**

よろしいですか。

ただいま保険料に関する件も出たのですが、それについても当局がお答えできるようにであれば、追加してお答えをお願いしたいと思います。

事務局長でよろしいですか。

**【総務課長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

総務課長。

**【総務課長】**

最初に、株式会社デンサンとの随意契約が妥当なものかという御質問でございますが、電算業務につきましては、当初、先ほど事務局長の答弁にもございました通り、国保連合会に当初委託しておりましたものを、株式会社デンサンに変更して契約を行っているものでございます。電算業務、特にコンピューター関係の業務というものは、会社を替えることによって、データの移行費や、システムの開発費等、当然その経費が必要になってくるということで、随意契約を行っているものでございます。適正に行われているのかということでございますが、当然ながら、委託業務でございますので毎年検収等を行いまして、また決算審査におきましても、監査委員の方にはその内容等含めて、御報告を申し上げているところでございます。委託先を替えることによって、より経費が増加していくものというところで、この委託につきましては、適正に執行しているところでございます。

以上でございます。

**【事務局次長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

事務局次長。

**【事務局次長】**

まず、26ページの最後の方になりますが、基金の7億6,000万円。こちらの基金につきましては、保険料の軽減のために使用いたします。

23ページのはり・きゅう・あん摩療養費点検業務委託料ですが、こちらの点検業務についてはデンサンではなく、宮崎県国保連合会に委託しております。点検をいたしております。

不正案件につきましては、決算書の修正はしないのかということですが、こちらは修正しないと考えております。既に返還請求をしているということで、返還後については、今後の歳入に計上されるということになっております。

先ほど御質問がありました、2年過ぎて、点検の中では分からなかったのかということですが、24年以前は各市町村で点検をいたしております。24年から国保連合会と、こちらの広域で点検と審査をいたしております。

こちらにつきましては、点検と審査によりまして、不正案件と思われるものについて、随時調査を行っているところでございます。全く見逃していたというわけではなく、随時、現地の被保険者調査や施術所の調査を行っておりますので、申請書の内容を良く把握して、被保険者調査等も含めまして、時間は多少かかりながらですが、調査を進めているところです。

随意契約、25年度の特会に係るものについては、26件中23件でございます。

以上で説明を終わります。

**【坂口義弘議長】**

他に、議案第8号及び、議案第9号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【坂口義弘議長】**

なければ、これをもって、議案第8号及び議案第9号に対する質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、議案第8号及び、議案第9号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

なお、討論の時間は、会議規則第48第1項の規定により、1回につき5分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

9番 西原議員。

**【西原政文議員】**

平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書並びに議案

第9号、後期高齢者広域連合一般会計の認定について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、老健制度から移行され、既に6年が過ぎました。75歳以上の高齢者を別枠で囲い込み、新たな制度としました。収入が無い方からも、保険料を徴収する制度となっており、農村地帯を含め、宮崎県はこれまで従業者も多く、年金額が少ない方が多くおられます。これまで3度保険料が引き上げられ、年金が引き下げられる中で、高齢者の負担は増え、重くなるばかりであります。その上、今年からは、消費税の増税も行われ高齢者の窮状というのは、どこの自治体でも同様ではないかと思えます。もともとこの制度は、医療費の適正化の名のもと、削減を目的に作られた制度であり、大きな批判を受けました。このままこの制度を存続させればさせるほど、高齢者を苦しめるのが後期高齢者医療制度です。厚生労働省の資料でも、宮崎県は一人あたりの保険料が全国で13番目に高い県となっています。後期高齢者医療制度は、直ちに廃止をし、元の老人健康保健制度に戻すべきであると考えます。以上の理由を持って、議案第8号、9号についての反対の理由を述べて、討論を終わりたいと思えます。

**【坂口義弘議長】**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【坂口義弘議長】**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第8号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【坂口義弘議長】**

西原議員、よろしいでしょうか。

**【西原政文議員】**

はい。

**【坂口義弘議長】**

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、議案第9号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件については、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

**【坂口義弘議長】**

賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第8議案第10号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」、日程第9議案第11号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第10号及び、議案第11号につきまして一括して御説明申し上げます。

議案第10号は、「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正額は、一般会計に356万9千円を追加いたしまして、歳入歳出ともに1億9,387万2千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしまして、平成25年度繰越金として、343万7千円を増額いたしております。

歳出の主なものといたしまして、財政調整基金への積立金として、343万9千円を計上いたしております。

また、公用車の更新に伴い、債務負担行為の変更、及び追加をいたしております。

続きまして、議案第11号は、「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正額は、後期高齢者医療特別会計に50億631万円を追加いたしまして、歳入歳出ともに1,556億4,298万4千円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳入では、構成する市町村からの負担金のうち、市町村共通経費負担金を2,044万1千円、平成25年度の療養給付費の実績に基づき、構成する市町村から追加交付を受ける療養給付費負担金を、2,874万7千円にそれぞれ増額し、はり・きゅう、あん摩療養費点検業務委託料として、療養費市町村負担金を、25万6千円減額し、総額4,893万2千円増額いたしております。

また、平成26年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を1,458万2千円増額し、平成25年度繰越金として、49億4,273万9千円を増額計上いたしております。

歳出では、高額療養費相殺処理対応機能追加など、電算処理システムの緊急改修等に要する費用として一般管理費を、773万1千円、レセプト点検による効果を改善するための、レセプト点検システム運用業務の委託に係る費用等、レセプト点検事業費を2,291万2千円、療養費適正化に向けた

弁護士費用として療養費適正化事業費を10万8千円、保健事業実施計画策定に向け、保健業務部会の開催に係る費用等、保健事業実施計画事業費を58万7千円、それぞれ増額計上いたしております。

また、平成25年度精算により、追加交付される市町村療養給付費負担金及び保険料に係る25年度繰越金を、保険給付費等準備基金への積立金として13億2,521万6千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を1,458万1千円、国・県・市町村の療養給付費負担金、国・県の高額医療費負担金及び後期高齢者交付金の償還金として、36億3,361万2千円を増額いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**【坂口義弘議長】**

それでは、議案第11号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

これから質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回までです。

再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

9番 西原議員。

**【西原政文議員】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

それでは、議案第11号宮崎県後期高齢者医療特別会計補正第1号についてお尋ねをいたしますが、歳入で、目の市町村負担金、節の市町村共通経費負担金で、今回2,044万円の補正があります。今回補正が組まれた理由というのが、何であったか、これについて説明を求めます。

**【事務局長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

事務局長。

**【事務局長】**

西原議員の議案第11号に関する御質問にお答えします。

歳入の市町村支出金の共通経費負担金でございますが、10月から、より効果的にレセプト点検業務が実施できるよう見直しを予定しております経費や、広域連合が独自に開発しているシステムの改修等に必要な経費等につい

て増額しております、その増額分に対し、平成25年度の共通経費に係る剰余金を充当して残った、差し引き2,044万1千円を市町村からの共通経費負担金として計上したものでございます。

また、市町村支出金の療養給付費負担金の2,874万7千円の増額でございますが、平成25年度の各市町村の療養給付費負担金の実績報告を国に行いまして、平成25年度の療養給付費負担金に不足が生じた7町から平成26年度に追加交付を受けるものでございます。

以上でございます。

**【西原政文議員】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

それでは、2回目のお尋ねをいたしますが、今回こうやって市町村への共通経費が、それぞれ通達というのですか通知というのでしょうか、実際には私どもえびの市のほうでは事務的には連絡を受けていないという報告だったのですが、これについては、どのような形で、これまでもこういったことが行われていたと思うのですが、どのような形で通知がされて、また市町村からのこれについての意見というのはどのように集約されるものかお聞かせください。

**【事務局次長】**

議長。

**【坂口義弘議長】**

事務局次長。

**【事務局次長】**

まず、市町村の意見についてでございますが、こちらのほうは幹事会という会がございまして、そちらのほうで各地域の代表の市町村の課長さんに出てきていただきまして、今回の補正につきまして、その幹事会で了解を得たところでございます。

共通経費は4回に分けて納入をしていただきまして、最終は1月に納入をしていただいております。通知は12月に出させていただきます。

以上です。

**【坂口義弘議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

終わります。

**【坂口義弘議長】**

よろしいですか。

他に、議案第10号及び、議案第11号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【坂口義弘議長】**

なければ、これをもって、議案第10号及び議案第11号に対する質疑を

終結し、討論に入ります。

それでは、議案第10号及び、議案第11号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

なお、討論の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、1回につき5分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

9番 西原議員。

**【西原政文議員】**

それでは、平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号、議案第11号、平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について反対の討論を行います。

この後期高齢者医療制度というのは、議案第8号、議案第9号でも述べたとおり、本当に高齢者の方々が差別的に切り離された制度であって、本当にこれから存続すればするほど、高齢者を苦しめる制度であります。また、厚生労働省の試算でも、15年後には1.5倍にまで増えるとしています。既に平成22年度からの改定で、宮崎県は一人あたりの保険料が、先ほど申しましたように、全国でも13番目に高いという状況です。ですから、こういった制度というのは、本当に高齢者が安心して暮らせる本当に長生きして良かったと言えるような制度とすべきであります。そのために、宮崎県としては独自の対策を取り、また国にもしっかりと声を上げていく必要があると、私は考えます。

以上の理由をもちまして、今回提案されました、議案第10号、並びに議案第11号については、反対の態度を表明しておきたいと思えます。終わります。

**【坂口義弘議長】**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【坂口義弘議長】**

それではまず、議案第10号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を採決いたしますが、挙手により採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

**【坂口義弘議長】**

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、議案第11号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

**【坂口義弘議長】**

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて閉会いたします。

**(午後 2 時 3 5 分閉会)**

地方自治法第292条の規定により準用する同法第123条  
第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名  
する。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 坂口 義弘

臨時議長 内倉 信吾

署名議員 鍋倉 利幸

署名議員 河野 正和